

令和 5 年 第 2 回

三重県議会定例会会議録

(10 月 16 日)
(第 14 号)

第
14
号
10
月
16
日

令和5年第2回

三重県議会定例会会議録

第14号

○令和5年10月16日（月曜日）

議事日程（第14号）

令和5年10月16日（月）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔代表質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 45名

1	番	荊原	広樹
2	番	伊藤	雅慶
3	番	世古	明
4	番	龍神	啓介
5	番	辻内	裕也
6	番	松浦	慶子
7	番	吉田	紋華
8	番	芳野	正英
9	番	川口	円
11	番	中瀬	信之
12	番	平畑	武

13	番	中瀬古	初 美
14	番	廣	耕太郎
15	番	石 垣	智 矢
16	番	山 崎	博
17	番	野 村	保 夫
18	番	田 中	祐 治
19	番	倉 本	崇 弘
20	番	山 内	道 明
21	番	稻 森	稔 尚
22	番	下 野	幸 助
23	番	田 中	智 也
24	番	藤 根	正 典
25	番	小 島	智 子
26	番	森 野	真 治
27	番	杉 本	熊 野
28	番	藤 田	宜 三
29	番	野 口	正
30	番	石 田	成 生
31	番	村 林	聡
32	番	小 林	正 人
33	番	谷 川	孝 栄
34	番	東	豊
36	番	今 井	智 広
37	番	稻 垣	昭 義
38	番	日 沖	正 信
39	番	舟 橋	裕 幸
41	番	服 部	富 男
42	番	津 田	健 児

43	番	中 嶋	年 規
44	番	青 木	謙 順
45	番	中 森	博 文
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
欠席議員 3名			
10	番	喜 田	健 児
35	番	長 田	隆 尚
40	番	三 谷	哲 央

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高 野	吉 雄
書 記 (事務局次長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課長)	中 村	晃 康
書 記 (企画法務課長)	小 西	広 晃
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹	宴
書 記 (議事課主査)	西 村	大 輔
書 記 (議事課主任)	辻	詩保里

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	廣 田	恵 子
副 知 事	服 部	浩
危機管理統括監	野 呂	幸 利
総 務 部 長	更 屋	英 洋
政策企画部長	後 田	和 也
地域連携・交通部長	清 水	英 彦

防災対策部長	山 本 英 樹
医療保健部長	小 倉 康 彦
子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	竹 内 康 雄
農林水産部長	中 野 敦 子
雇用経済部長	小見山 幸 弘
観 光 部 長	増 田 行 信
県土整備部長	若 尾 将 徳
総務部デジタル推進局長	松 下 功 一
地域連携・交通部スポーツ推進局長	山 川 晴 久
地域連携・交通部南部地域振興局長	下 田 二 一
医療保健部理事	松 浦 元 哉
環境生活部環境共生局長	枘 屋 典 子
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員	吉 田 すみ江
警 察 本 部 長	難 波 正 樹
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	三 宅 恒 之
人事委員会委員長	中 村 佳 子

人事委員会事務局長

天 野 圭 子

選挙管理委員会委員長

中 西 正 洋

労働委員会事務局長

林 幸 喜

午前10時0分開議

開 議

○議長（中森博文） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中森博文） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

人事委員会委員長から、職員の給与等に関する報告及び勧告がありましたので、さきに配付いたしました。

次に、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定による交付決定実績調書及び年次報告について、正誤表が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

代 表 質 問

○議長（中森博文） 日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。39番 舟橋裕幸議員。

[39番 舟橋裕幸議員登壇・拍手]

○39番（舟橋裕幸） おはようございます。

新政みえ、津市選挙区選出、舟橋裕幸でございます。新政みえを代表して質問をさせていただきます。

項目が多岐にわたりますので、では早速、人口減少社会に向けた対応についてからお伺いしていきたいと思います。

県は、本年8月に三重県人口減少対策方針を策定しました。

前書きに、日本の総人口は、平成20年の1億2808万人をピークに減少局面に入っています。令和4年の合計特殊出生率は1.30となっており、出生数は統計開始以降初めて80万人を下回るなど、少子化の進行に歯止めがかからない状況です。三重県も平成19年をピークに人口減少局面に入っています。これまでよりも一歩踏み込んだ自然減対策や、社会減対策に取り組むことで、少しでもその影響を「緩和」する必要があります。併せて、人口減少は今後も長期間にわたって続くことが確実であることから、人口増加を前提につくられた制度や仕組みを見直すなど、人口減少社会に「適応」していく努力も必要です、とあります。

人口減少問題は、病気で例えると慢性疾患のようなものです。簡単には治りませんが、体質改善が早期であればあるほど効果が上がります。

県は、自然減対策として出会い・結婚・妊娠・出産・子育て対策に、社会減対策として県内への人口還流や移住などに注力して、人口減少対策が進められています。

一方、人口減少対策方針にもあるように、人口減少社会に適応していく努力が求められています。人口減少を食い止める対策は大変重要であります。今後、20年、30年は人口が減り続けます。

現在の社会は、人口増を前提にしたシステムが構築されています。人口減が前提の社会に変えることは、産業構造はもとより、行政サービスや公共交通、年金、医療、介護、子育ての支援などの社会保障、外国人との共生の在り方などを再構築しなければなりません。

そこで、人口減少対策を充実させつつも、人口減に対応できるような20年、30年後の将来像を描き、県民に示す必要があると考えますが、知事の御所見をお伺いします。

2点目は、地方自治体の行政サービス提供体制についてお伺いします。

平成26年、日本創成会議座長の増田寛也さんが、『地方消滅』という本を出版しました。その中には、日本は2008年をピークに人口減少に転じ、このまま手を打たなければ、日本の総人口が2050年には9708万人となり、896の自治体が消滅しかねない消滅可能性都市と記しています。

また、共同通信のアンケートによりますと、消滅への危機感を抱いていると回答した自治体首長は、2015年時点で77%であったのが、現在、84%まで上昇しており、加速する人口減少や少子・高齢化により、将来的な行政運営への懸念が強まっています。

自治体の消滅までとはいかなくても、人口減少により、医療や交通、教育といった生活に必要なサービスをどう維持していくか、道路や橋梁、公民館といったインフラをどう補修していくか、地域産業や雇用をどう開発していくかなど課題山積であります。

こうした中、令和2年6月に地方制度調査会が、2040年頃から逆算し、顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制の在り方等に関する答申を政府に提出しています。答申には、市町村は、住民に最も身近な地方公共団体としての役割を果たすため、今後の変化やリスクに的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していく必要がある。そのためには、各市町村が、その行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しの客観的なデータを基にした、地域の未来予測を整理しなければならない、とあります。

県内29の市町において、全ての市町が将来においても、フルサイズの行政サービスを提供することが不可能となる時代が想定されます。

現在、一般廃棄物を広域で行ったり、後期高齢者医療保険制度は、29市町による一部事務組合方式です。県が過疎地における道路の代行整備や、三重県地方税管理回収機構が行っている滞納整理など、事務の代替え執行や委託などがあります。

今後、フルサイズの行政サービスが困難になる市町に対し、近隣市町と広域による広域行政を行う水平補完や、県が業務を補完、支援する垂直補完の支援体制を構築していかなければならないと考えます。

そこで、市町から要請があった際、市町間の広域連携の推進に対する支援や、法令上の役割分担は変えず、県と市町が一体となって行政サービスを提供する市町事務の補完、支援を県が担う時期に来ていると考えますが、知事のお考えを伺います。

最後に、地方制度調査会では、地方行政におけるデジタル化を強く求めています。小規模自治体においては、デジタル人材の育成、確保は非常に難しく、同様に、土木、建築などの専門的技術者の育成確保も困難であります。

そこで、技術者不足の市町に対し、県の技術職員による支援や、中長期的派遣体制の導入、県の公社、事業団の一層の利活用の推進により、市町事務の支援を行うことも一つの方法として考えられますが、いかがでしょうか、総務部長のお考えをお伺いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員から人口減少社会への対応について御質問をいただきました。

以前、私も、知事になる前ですけれども、『地方消滅』の本は読ませていただきました。非常に衝撃的な内容でありました。そうやけど、よう考えてみると、今の実態からすると、これは事実。やがて、我々実感としてそれを感じるようになるんやろうなという思いを持っています。

知事に就任させていただいて、大きな課題として、新型コロナウイルスの対応もありましたけれども、人口減少対策、今から手を打っておかないかん、遅いかもしらんけど、何もしないとえらいことになる、ということで考えまして、人口減少対策課を昨年4月に設けさせていただきました。

また、この8月には、議会の皆さんの御意見も頂戴しまして、人口減少対策方針、これ47都道府県でそうしたものをつくっているのは、実は三重県だけでありますけれども、これ、胸を張るつもりはありません。ただ、どういうやり方で対応していくのかという対応策をやっぱり考えないかんということでまとめさせていただいたところでございます。

人口減少による影響につきましては、例えば、もう既に、実際に起こって

いますけど、製造業で人手不足になっている、あるいは農林水産業もそうやと。あるいは観光もそうかもしれません。いろんなところで人手不足が起きている。

そしてまた、高齢化が進展することによりまして、例えば医療の社会、それから介護の分野、そういった分野でサービスの供給がなかなか厳しくなってくるというのも現実には起こり始めておりますし、これからますます起こってくると思います。また、公共交通機関もそうです。乗る人が少なくなってくるものですから、例えば鉄道廃線、あるいはバスも路線廃止、そんなことは起こってまいります。

さらに言いますと、県の全体のGDPでありますけど、GDPと人口は相関関係がありますということは、これ、多くの学者が言っていますので、人口減少していくと、県全体の経済力も落ちてくるということになります。

人口減少社会に対応できる方策というのを、考えていかないかんですけれども、何度も申し上げていますが、特効薬はないんです。社会減、自然減、地道な努力を積み重ねていくしかない。これ、特効薬があれば誰も苦労せんということになりますので、ぜひ、議会の皆様方からも様々御提案をいただきたいというふうに思っています。

とにかく減り方を緩やかにして、少子化を反転させることができれば、そういうふうにしたい。Uターンはもちろんですけど、ほかの地域から移住を促進していくということをやっていく必要があると思います。

その上で処方箋でございます。議員から御質問いただきました将来像というのは、なかなかこれです、というのを示すのは難しいものですから、取りあえず我々は、情緒的なものではなくてデータに基づいた処方箋を示そうということで、人口減少対策方針をつくらせていただいておりますが、その中で我々が考えている、まず大事なものは現状認識、県民の皆さんと今の現状を共有しましょうということでもあります。

先ほど議員からも御紹介いただきましたが、2045年の三重県の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の研究結果、推測によりますと、今174万人

のところが143万人に減るだろうということです。

2015年からの30年間で20%以上人口が減少すると言われていていますし、また生産年齢人口、15歳から64歳ですけど、この割合が59%だったものが50%に、そして14歳以下の人口は、12.9%やったものが10.9%に減少するという、非常に厳しい状況。でも、まずこれを認識するというのが一番大事なところ、処方箋の1番目。

2番目は、議員からもデジタルの話をいただきましたが、生産性向上を図っていかないかん。人口が少なくなっても、何とか生産量を確保できるように、デジタル技術の活用などで生産性の向上を図らないかんということでもあります。

3番目としては、女性、まだ働きたいけど働けてないという方もおいでになられます。あるいは高齢者、あるいは外国人、そういった方に働いていただくように取り組む必要があると考えております。

そして4番目ではありますが、DXなんかはそうでございますけれども、都市部にその専門人材が集中しております。そういった方に、場合によってリモートで、例えば自治体の方々を副業的に応援してもらい、兼業的に応援してもらい、そういったことも処方箋であろうと思っています。

以上、4点申し上げました。さらに付け加えますと、やはり少子化対策ということで子どもを産み育てる環境整備、こういったものもしっかりとやっていかないかんと思っています。

人口減少対策のためには、方針はある程度我々が示させていただきましたけど、毎年の取組が重要でございます。

毎年の取組をこれからやっていくために、毎年の計画のようなものを我々はつくりたいと思っています。それが何年かたって、これもデータが出てきますと、情緒的ではなしに、ある程度の将来像というのが描けるのではないかと考えているところでございます。

いずれにしても、県民の皆さんが幸福を感じて、生き生きと生活をしていけるような三重県、これが一番大事でございますので、国ですとか、市

町でございますとか、企業でございますとか、団体、NPOの皆さんとか、様々な主体と連携しながら、人口減少対策を講じていきたいと考えております。

それから、これから基礎自治体がどうなってくるのかという御質問もいただきました。水平補完、垂直補完、県としてはやるべきことを何でもやっていかないかんと考えております。

私自身、市町長との円卓対話というのを重ねさせていただいておりますけれども、その中で、例えば伊賀市においては、その円卓対話の中で、定住自立圏による県域を越えた広域連携というのを進めたい、進めているというお話がありました。

また、津市、鈴鹿市、亀山市と、合同の円卓対話もやりましたが、そこでは消防指令業務の共同運用を始めるといってお話もありました。それも、市町の人口が減っていく中での、広域連携の取組の一つであると思います。

県としましては、そういった市町の実情に応じてやっていかれる取組に対して、県の先進性、あるいは、県の広域性、専門性といった点から、御助言もさせていただきながら、一緒にやらせていただきたいと考えています。これも、大事なのは、やはりデータに基づいてやっていかないかんとしたことやと思っております。情緒的なものではなくて。

人口減少は、当然逃げられないので、首長さん方としても対応を考えていかれます。県としてもしっかりと寄り添いながら対応していきたいと思っております。

デジタル化については、先ほど申し上げたとおり、特に市、あるいは町、ちっちゃな町になるとデジタル人材がおりません。それをどうやって補っていくかというのは、例えば、三重県出身の方で、デジタル関係の仕事をしておられる方にリモートで助けていただくというやり方もあるんじゃないかと、その方策を今、模索しているところでございます。

いずれにしましても、基礎自治体の方も、あるいは県民の皆さんも、こういうやり方で何とかこれを乗り切っていくしかないんやな、というところの

何らかの方策を我々は示していきたいと考えているところでございます。

土木については、総務部長から答弁をいたします。

〔更屋英洋総務部長登壇〕

○総務部長（更屋英洋） それでは、技術職員が不足しております市町に対する県の支援についてお答えいたします。

全国的に土木技師等の自治体職員の人材確保が困難になっており、本県においても、受験者数が減少するなど、人材確保が課題となっております。とりわけ、小規模な市町村においては、技術職員の人材育成や人材確保が困難な状況があり、県内の市町からも技術支援を求める声が届いていることから、支援体制の必要性について認識しているところです。

現在、県の土木技師や建築技師を市町へ派遣することや、技術職員同士の人事交流を行っています。

また、災害があった場合には、復旧事業における技術支援を行うとともに、令和3年度からは、平時においても農林水産部や県土整備部の各事務所に、市町からの技術支援の相談窓口を明確に位置づけているところです。

今後も、市町における課題やニーズを的確に把握し、必要な支援に取り組んでいきたいと考えています。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） 知事は、理系なんですね。データに基づいてというのが2度出てきましたけれども。

人口が減っていく、労働力が減っていく、社会経済が縮小していく、行政サービスが低下していく、そういう流れはもうみんなが共有している。そして、それに対する処方箋が行政の役割として、いろんな形で事業執行されていく。

しかし、それ、聞いていますと、常にネガティブな内容が中心になってしまします。やっぱり、将来像を見せてもらいたい、ポジティブな絵を見たいという思いがやっぱり県民にはあると思うんです。それは、「情緒的」で切り捨てるものではなくって、県のリーダーとして、三重県はこういう幸せな、

豊かな社会を目指していきますということは言うても罰が当たらんのではないかなと思っています。

これは感想だけにしておいて、次の質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いします。

本年5月8日より、新型コロナウイルス感染症は、季節性インフルエンザ並みの5類感染症となりました。新型コロナウイルス感染症にやや落ち着きが見られ、コロナ禍における混乱や問題が記憶に新しい今こそ、新型コロナウイルス感染症対策を総括し、新たな感染症対策に向けた準備が求められるのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。

1点目は、新型コロナウイルス感染症対策の総括についてであります。新型コロナウイルス感染症の対応では、様々な課題や問題が明らかになりました。4年余りに及ぶコロナ禍で、県民は不安の中、ワクチン接種を求められ、医療、福祉の現場は、新型コロナ患者の対応でパニック状態に陥りました。検査が十分に受けられない、保健所に電話が繋がらない、専門的な治療が必要な重症者が入院できない。このほか、緊急事態宣言などに伴う移動制限や、突然の一斉休校による学校現場の混乱、飲食店への営業規制などでも、関係者は振り回されました。

そこでまず、振り返った際、大きく禍根を残した施策や事業に何があったとお考えか。また、有効に機能した施策や事業はどのようなものがあったか、お伺いします。

次に、4年間の新型コロナウイルス感染症対策で、国は300兆円を予算化し、三重県もその交付金を活用して約4000億円の対策を行いました。

検査やワクチン接種という国民全体に関わる基本的な事業でも、それを担った事業者の不正請求が相次ぎました。また、持続化給付金や雇用調整助成金、旅行支援や病床確保事業においても、不正が発覚しています。

そこで知事は、基本的に迅速な支援に重点を置き、不正は後でチェックすればいいと考えるのか、いわゆる性善説ですね。それとも、原資が税金であ

ることを考慮し、不正を防ぐため、一定のレベル以上のチェック体制構築後、実施すべきと考えるのか、お伺いします。

また、どちらにしろ、県としても、税金である莫大な補助金や助成金が適正に執行されたかチェックは必要です。様々な事業が適正に執行されたか検証する体制や検証方法は確立され、どのように実行されているのか、三重県の実態をお伺いします。

2点目は、新たな感染症対策の構築についてであります。

流行が始まってからでは、様々な利害が絡み、原則を決めることが困難になります。平時から、今回あぶり出された課題を整理して対策を講じておかなければなりません。

国は、内閣感染症危機管理統括庁を9月1日に発足し、新型インフルエンザ等対策推進会議にて新型インフルエンザ等対策政府行動計画を見直し、来年6月の改定案提示に向け動き始めました。

また、県に対しては、今年度中をめどに、感染症予防計画の改定と健康危機対処計画の策定を求めています。

これを受け、8月21日、三重県感染症対策連携協議会が開かれ、確保病床や発熱外来受入れ機関数、検査件数などの数値目標案を示し、議論が始まりました。

パンデミックのときに、いかに限られた医療資源を動員し、実効性のある体制を取れるか、そのための計画づくりは大変重要であります。

同協議会は、2回目の会合を10月2日に開催したと伺っていますが、改定作業中の感染症予防計画の概要や進捗状況をお伺いします。

また、感染症予防計画では、新興感染症対策のため、県と医療機関とで協定を結ぶことになっておりますが、措置に要する費用負担や予算的措置はどうなっているのか、お伺いします。

次に、感染症予防計画は、あくまでも感染症が発生したときの医療体制の構築であります。一方、クラスターが発生した老人施設、保育園、幼稚園も含む学校現場での対応、営業規制を受けた飲食店への対応についても、一定

の考え方や基準を示すべきではないかと考えますが、お考えをお伺いいたします。

最後に、新型コロナ対策を担う現在の県庁組織は、医療保健部内に感染症対策課に加え、感染症情報・検査プロジェクトチーム、医療体制整備・調整プロジェクトチーム、宿泊・自宅療養プロジェクトチームがありますが、新年度、どのような体制で感染症対策に取り組むのかお伺いします。加えて、人員不足に陥った保健所の負担をどう分散させるのかも伺いいたします。

以上です。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 令和2年の1月末でありますけど、県内初の感染が確認されましてから、議員に御指摘いただいたように約4年、3年8か月の月日がたちました。

第5波というのが、私が三重県に戻ってきて経験いたしました波でございましたけれども、8月26日に515人の新規の感染者数、第5波の1日当たりの最大の感染者数でございました。

ちょうど知事の選挙の初日ではなかったかなと記憶しておりますけれども、大変なときでありました。

知事に就任をさせていただいて最初にやらせていただいたのは、県内の主要な病院、それを回るということでありました。回って、医療の提供体制の継続、それから、現場の方々の士気が落ちないように慰労するということでやらせていただいたわけでありまして、知事、回るんですか、病院を、というふうに県庁の方に言われましたけど、いや、これは大変な状況なので、トップが回ってお願いしてこなあかんのやということで、指揮官先頭の考え方の下にやらせていただきました。

有効に機能した施策というのは、なかなか難しいところではありますけれども、その後から、新型コロナとの戦い方というんでしょうか、みえコロナガードというのを、知事に就任させていただいた直後、10月18日に公表させていただきました。

例えば検査体制をどうするのか、それからワクチン接種体制をどうするのか、あるいは医療提供体制をどうするのか。これは、宿泊療養施設も含まれます。宿泊療養施設の数をも2.5倍にするとか、あるいは、いわゆる常設の酸素ステーションを設けるといふ、そんなこともやらせていただきまして、何とかかんとか、県民の皆さんの、それから事業者の皆さんの御協力で、コロナ禍は越えてこられたかなと思っております。

第6波、第7波も経験してきました。一番大事なのは、やっぱり感染拡大の防止と、それから社会経済活動の両立でございます。これをどうやってできるのかというのを苦心惨たんしながら、悩みながらやってまいりました。

第7波のときには、営業の時間の短縮をやっていただいても、感染者の防止にはつながりにくいというのが、だんだんデータでこれも分かってまいりました。ということでいきますと、営業の補償の資金を使っていくというよりも、むしろ、県民の皆さんにきちんとした呼びかけをしようということで、これ、三重県から国に提案させていただきまして、第7波の中ですが、BA.5対策強化宣言という制度を、三重県が提案した制度として国でつくってもらいまして、令和4年8月に、三重県で発出をしたと。

そういった効果もあって、また県民の皆さん、一番大事なのは県民の皆さんの御協力ですけれども、何とかコロナ禍を越えてきたというところでございます。

疲弊しております産業界に対しましては、例えばGo To Eatでございます。これは飲食業の方々。それから、観光業の方々には、Go To Travel、そして産業界の方々の雇用調整助成金などの施策を行わせていただきまして、需要喚起策も含めまして様々対応を取ってきたところでございます。

そういった形でございましたけれども、禍根を残した施策とは何かということでございますが、大きく禍根を残すということがあったとはなかなか申し上げにくいところであります。大きな行政のミスというのはなかったのかもしれない。県民の命を守ることを第一に取り組んできています。

ただ、第5波のときに、これ、議員も御指摘いただきましたが、令和3年の8月末であります、自宅療養をされていた方で、中等症Ⅱという酸素の吸入が必要な方が52人おられましたし、それから中等症Ⅰが143人おられました。合計195人おられて、本来、入院していただかないかん方が入院できなかったという形になったのは事実であります。これは、第6波はその反省に基づきまして、入院をしていただく方が入りやすいように、例えば病床を確保していただくというような対応がありました。問題があったとすると、今、申し上げたようなところは問題であったろうかと思っております。

それから、次に、新型コロナウイルスへの対応ということで、苦しまれる経済界の方々に様々な支援をやってまいりました。あるいは、新型コロナウイルスを減らすための補助金というのもありました。様々、例えばワクチン接種などですね。というのがございまして、全国で残念なことですけれども、水増し請求と言われるものがあつたのも事実であります。

県庁におきましては、各部局でそういうことがあつてはいけないということで、チェックをしております。コロナ禍の最初の頃は、とにかく資金を使っても、公的資金を使って新型コロナで苦しんでいる業界を救え、そして、新型コロナを抑えるために公的資金を投入せよというのは、日本全体の感じであつたと思います。

ですから、迅速にやるのも大事ですし、補助金の不正がないようにやる、これ両方大事なんですけど、私の感覚的などころで申し上げますと、やはり迅速にやるべきという感じであつたと記憶しています。

ただし、事後でも補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律はやっぱりありますので、きちんとチェックをするということが必要であろうと思っておりますし、そういうような流れでしております。

三重県におきましても、過大請求の可能性のある観光事業者支援金、あるいはコールセンターへの支援、こういったものについても、不正がなかったのかということで精査を進めておるところでございまして、違法なものはどうもないようですが、誤解に基づくものがあつたというような結果は出てお

ります。

また、ワクチン接種のコールセンターでありますとか、全国旅行支援の事務局、これへの事務費の支出もありました。これに関しては、他県では、不正行為があったようですが、三重県では今のところないとなっております。

また、病床確保の補助金、これも誤解に基づくものがあったようでございまして、返還をさせていただいている部分はございます。そういったチェックもさせていただいておりますし、また、新型コロナウイルスの検査の無料化事業、これは各地で様々な不正があったようでございますけれども、三重県は、これも調べましたが、不適切な事案は起こっていないというところでございます。

コロナ禍のときは、まず、公的資金を投入して苦しんでいる人たちを救い、そして新型コロナをなるべく少なくするようにやってきたということでございますが、事後でも、モラルハザードになってはいけないということ、正直者がばかを見てはいけないということできちんと追求していくという形のやり方で、国もやっていますし、三重県もそうやらせていただいています。

不正は決して許さないという、破邪顕正の心というのが重要であろうかと思っているところで、今後もきちんとチェックを進めてまいりたいと思いません。

感染症予防計画につきましては、担当部局長のほうから御説明申し上げます。

〔松浦元哉医療保健部理事登壇〕

○医療保健部理事（松浦元哉） それでは、私のほうから感染症予防計画の改定の概要と進捗状況についてお答えさせていただきます。

今回の改定におきましては、新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえ、保健医療提供体制に関する内容を充実させるとともに、病床確保や発熱外来などの数値目標を設定し、県と各医療機関等との間で協定を締結する、このことを通じて計画の実効性を担保することとされております。

それから進捗状況でございますが、議員からも御紹介がありましたように、

感染症の専門家や診療に関する学識経験者、市町、医療関係団体などで構成される三重県感染症対策連携協議会において協議を進めているところでございます。

10月2日に開催しました第2回協議会では、関係機関間の連携強化など、幅広く御意見をいただいたところであり、11月に開催する第3回協議会においては、これまでの意見を反映して中間案を作成し、御協議いただく予定としております。

今後は、第3回協議会の意見も踏まえ、県議会やパブリックコメントで県民の皆さんの御意見をお伺いしながら、今年度中の計画改定を目指してまいります。

次に、医療機関等との協定における費用負担や予算措置についてでございます。

先ほど申し上げましたように、今回の予防計画の改定におきましては、感染症法の改正に基づきまして、新興感染症発生時に備え、平時から医療機関等との協定を締結していくということとされております。

新興感染症発生時に、協定締結医療機関等が行います措置に要する費用につきましては、協定において、県の予算の範囲内において補助を行うという規定を設けることと想定しており、協定締結の段階での予算措置はありませんが、新興感染症の発生時には予算が必要となります。

今回の感染症法の改正においては、協定締結医療機関等が行います措置に要する支援規定が法定化されましたことから、新興感染症発生時には、地方に対する十分かつ迅速な支援を国に対して求めつつ、県としましては、時機を逸することなく予算を提案していきたいと、このように考えております。

それから、続きまして、高齢者施設等への感染対策の考え方についてでございます。

先ほどから御答弁申し上げております三重県感染症予防計画、これは感染症法に基づいて、主に医療提供体制の方針を定めるものでございますが、このほか、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきます新興感染症の発

生段階ごとに具体的な対応を定める三重県新型インフルエンザ等対策行動計画がございます。

高齢者施設、保育園、学校、飲食店等の事業者の感染対策につきましては、新興感染症の性質や事態の推移に応じ、迅速かつ柔軟に対策を講じるという必要がありますことから、この行動計画において対応の方向性を示すこととしております。さらに、実際に新興感染症が発生した場合には、国において基本的対処方針というのが定められますので、県においても県の指針を定めていくこととなります。

議員からも御紹介がありましたように、国のほうでは、この行動計画につきまして、政府の行動計画の改定作業が始まっております。

来年6月頃に案を示しながら、夏頃をめどに改定作業を進めるということになっておりまして、各都道府県の行動計画は、これを踏まえて改定作業をするということになっておりますので、国の作業を注視しながら来年度中の県の行動計画の改定を目指してまいりたいと考えております。

〔小倉康彦医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（小倉康彦） 今後の感染症対応に係る組織体制について御答弁申し上げます。

現時点では、国の新型コロナウイルス感染症対策が来年度も継続するのか確定しておりませんが、感染症そのものがなくなったわけではなく、当面は、現在の対策を的確に実施していく必要があると考えています。

同時に、新たな感染症の発生に備えるためには、平時からの取組も重要です。具体的には現在検討を進めているところですが、平時にも対応するために必要となる組織体制の確保に努めてまいります。

保健所の負担軽減につきましては、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新たな感染症発生時には、保健所への応援職員の派遣を適時に行うとともに、保健所業務の本庁への一元化、外部委託、DXの活用等により、業務の効率化を進めてまいります。

また、感染症等の健康危機発生時に、保健所の業務を支援していただける

看護師等の人材バンク、IHEATと呼んでおりますけれども、この登録要員の確保にも努めていきます。

さらには、保健所において感染症対策を担う保健師をはじめとする医療技術職の積極的な採用を計画的に行うなど、引き続き、保健所の人員体制の強化に努め、新たな感染症の発生に備えてまいります。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） 県のほうから、新型コロナの事業の効果検証結果という資料を頂きました。

国から来た交付金で99%新型コロナ対策していますから、そのメニューの中で転がらざるを得ないという中ですから、その検証結果も、何ができた、何がよかったという、よかったよかった、できたできたばかりの報告書でございまして、そうやもんで、まずかった話もなかったんちゃいますか、という思いで聞かせていただきました。

そういった意味では、休業要請についてはやっぱり問題ありということで、国へ言っていたことは、県としての一つのスタンスかなと思っているところでございます。

知事のほうから、経済界の話も出ていました。今、例のゼロゼロ融資の返済が本格化してきて、コロナ禍以降、倒産が増えているという新聞記事も多々見られます。

そういった意味では、新型コロナ関連の公的支援が薄くなってきているこの時期に、やっぱり企業の生き残りをかけた取組に対する支援も、ぜひとも、お願いしたいということ、これは要望しておきたいと思います。

ちょっと余分な話なんですけれども、磯田道史さん、歴史の関係で、『日本史を暴く』という本を読んでいたたら、感染症について、一文がありましたので、御紹介させていただきます。

感染の初期段階や感染の波が一度弱まったとき、政治は危機を過小評価する傾向がある。政治家や官僚には、処置の失敗を認めたくない心理が働く。それで、最悪の展開を事前には認めにくい。希望的観測にしがみつき、本当

に状況がひどくなるまで、抜本対策をためらいやすい。この楽観傾向の危険は、少数の例外を除き、古今東西、万国共通に見られる。これで、感染の初期消火が遅れ、悲劇が繰り返されてきた、この歴史を頭に置くべきだろう。ということを紹介させていただいて、次の3番目に行かせていただきます。

子ども心身発達医療センターは、児童精神科と小児整形外科を中心とした医療法に基づく病院であると同時に、児童福祉法に基づく福祉施設であります。また、18歳未満の児童を主な対象として、三重県における障がいや発達に課題がある子どもの心と体の発達支援拠点となる医療福祉施設であります。

平成29年6月、従来の小児整形外科の草の実リハビリテーションセンターと児童精神科の小児心療センターあすなる学園などが統合し、子ども心身発達医療センターを開院しました。

児童精神科は、発達に課題がある、集団になじめない、不登校、暴言、暴力などがあるなど、精神的な悩みを持つお子さんに対し、精神療法、薬物療法、家族療法、療育やデイケア、心理療法などの専門治療を通院または入院で行っています。

統合前のあすなる学園は、全国有数の児童精神科専門病院として全国に名をはせたため、若い世代の母親が、うちの子どもは言葉が遅いのではという育児不安を抱くと、すぐさま、直接、今の子ども心身発達医療センターへ押し寄せるという事態が起こっています。

その結果、新規外来患者数は、平成24年に350人程度が、令和4年に700人超と倍増しており、初診予約が取れない、予約待ちが長期に及ぶなど予約パンク状態に陥っています。

予約パンク問題は、過去、議会やマスコミでも問題となり、本年より電話回線の本数を1本から3本に増設されました。また、次年度から予約期間を見直すことになっています。

ただ、予約方法を改善しても、その後の予診、医師による診察、検査、再診後の外来診療や入院治療などの治療行為が拡充されなければ、すぐにふん詰まりになってしまいます。

初診の場合は、医師の診察の前に行う予診がケースワーカーなどにより行われ、多くの時間を費やしています。予診の軽減は、初診の流れをスムーズにする要素と言えます。

今の子ども心身発達医療センターの予約状況は、例えば三次救急医療機関へ風邪の子どもが押しかけてくるという状況と言えます。ならば、内科や外科医療と同様に、発達障がい治療にも紹介者制度を導入し、三次救急医療機関的である子ども心身発達医療センターへ来る前に、一次救急医療的役割を担う機関を育成し、初診外来患者の症状と人数を精査する方法を検討すべきであります。

国も平成28年に発達障害者支援法を一部改正し、様々な施策が展開されています。その中に、発達障害専門医療機関初診待機解消事業があります。

この事業は、発達障がい児を持つ家族が地域の小児科医や精神科医を受診するか、市町の発達総合支援室へまず相談し、実施内容を子ども心身発達医療センターへ伝達することにより、センターの負荷を軽減するものです。

三重県においても、既に小児心療センターあすなる学園時代、市町におけるにみえ発達障がい支援システムアドバイザーを中心とした支援ネットワークの確立、保育所での早期支援ツール、「CLMと個別の指導計画」の普及促進を図り、子ども心身発達医療センターになってから、地域の小児科医等を対象に連続講座も開催してきました。

しかしながら、子ども心身発達医療センターへの初診申込みの半数は、こうした機関に相談もなく直接申し込んでおり、大きな課題と言えます。

ならば、地域の小児科や精神科をまず受診するか、市町の発達相談窓口にご相談し、医師の紹介状や市町の情報提供書持参の上、子ども心身発達医療センターへ初診申請される流れを構築できれば、随分予約パニックは軽減されるのではないのでしょうか。

そこで、幾つかお伺いします。

1点目は、県は、国の発達障害専門医療機関初診待機解消事業及び発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業をどのように活用しているのか。

二つ目は、地域の小児科や精神科をまず受診するか、市町の発達相談窓口
に相談をして、医師の紹介状や市町の報告書、情報提供書を持ってきた患者
のみを初診受付する制度にしてはいかがかと考えますが、お考えをお伺いし
ます。それがかなわぬ場合、飛び込み患者と紹介の患者に初診料などで格差
をつけるとか、初診手数料を設定するなどのことはできないのでしょうか。

3点目は、市町の発達相談窓口の充実に向けた県の取組についてお伺い
いたします。

あすなる学園がずっとつくってきた市町の発達相談窓口、みえ発達障がい
支援システムアドバイザー、NPO法人ライフ・ステージ・サポートみえ、
CLMシステムなどがあります。残念ながら、市町における取組に格差が見
られます。要請されたアドバイザーが適切に機能しているか、適切に配置さ
れているかの課題もあります。

特に、乳幼児期は各人の発達スピードが異なりますので、1歳半健診や3
歳児健診などで保護者は心配し、不安に駆られた場合にCLMシステムによ
るお子さんへの適切で具体的な支援方法の展開と、保護者を支える総合的な
支援を、母子保健担当部署とアドバイザーが担うことが重要と考えますが、
この一体的な支援に対する県の取組をお伺いいたします。

加えて、発達障がい窓口に、発達障がいを心配する家族に、これら相談窓
口の広報、啓発をどのようにするかお伺いします。

4点目に、初診の流れをスムーズにするために、スタッフ、医師、心理判
定員、ケースワーカーの増員はお考えか。また、予約方法の見直しについ
て検討してみえるようですけれども、今、申し上げた内容も含めて検討いた
できるかどうかも含めてお伺いいたします。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 三重県子ども心身発達医療センターの初診
待ちの解消に向けた取組であるとか、地域でどのように支援していくかにつ
いてお答えしたいと思います。

子ども心身発達医療センターでは、これまで医師等の確保に努め、診療枠

の拡大を図ってきたところでございます。しかしながら、年々増加する医療ニーズであるとか、これまで地域で児童精神科の診療を行っていたいただいた診療所が閉鎖する、こういうのが相次いだこともありまして、初診待機の解消には至っておりません。

一方で、初診予約の際に、電話をしてもなかなかつながらないというような意見もたくさん聞いておりまして、初診の予約方法について改善を望む声が多かったため、議員からも紹介ありましたように、電話回線の増設であるとか、この6月からなんですけど、オンラインを使いながら、電子申請による受付も試行的に導入したところでございます。

次に、初診待機の解消に向けて、国の様々な補助事業を活用してはどうかということなんですけど、現在のところ、地域で発達障がいを診ていただける医療機関や、診察前に行う検査であるとか、問診をできる人材が少ないということもありまして、現時点では活用は難しいのではないかと考えております。

一方で、この増大する医療ニーズに、当センターだけで対応するというのは困難でありますし、センターが担うべき専門的な医療と地域で診ていただける医療、その役割分担を進めていくということが重要になってくると思っております。

そのため、紹介状を持った患者を優先して初診予約を受け付けることは、センターの専門性を発揮する上で有効であると考えているところでございます。しかしながら、先ほども言ったように、紹介状を発行できる医療機関とか、市町の窓口の充実、これをまず、しっかり進めることが重要ですので、それについては、今一生懸命取り組んでいるところでございます。

次に、地域での診療体制の確保に向けた取組ですけど、議員からも少しありましたように、令和2年度から地域の小児科等を対象に、発達障がいの連続講座、今も続けて開催しております。この講座の受講を通じまして、現在四つの小児科医院において発達障がいの診療に御協力いただけるようになってきております。

また、本年度なんですけど、みえ子ども・子育て応援総合補助金を活用していただきまして、いなべ市のほうなんですけど、市内の基幹病院と連携した医療連携体制づくりの取組もスタートしたところでございます。

また一方、発達障がい診療では、幼児期からの成育歴とか家庭での行動など、注意深く聞き取っていくような必要があり、大変労力と時間がかかっております。発達障がいの診療が可能な小児科医院等を確保していくためには、診療報酬上の加算も必要であると考えていることから、診療報酬の見直しについて、引き続き、国のほうへも要望していきたいと考えております。

次に、地域の支援体制に向けて市町の保健師であるとか、保育士、教員等に、センターに1年間長期の研修に来ていただきまして、核となる人材を養成しております。このみえ発達障がい支援システムアドバイザーが、短期のコースも含めると100人近くの養成が進んでいるところです。このアドバイザーについて、より地域で活躍していただけるように、市町への働きかけを強化するとともに、アフターフォローの研修等についても充実していきたいと考えております。

また、今年度なんですけど、市町の保健師を対象とした発達障がいに関する研修の実施も予定しております、こうした子育てに関わる専門職を通じた支援の充実、また、市町の窓口の周知についても積極的に取り組んでいきたいと考えております。

今後なんですけど、センターの初診待機の解消に向けて、医師だけでなく周辺業務を担う心理士等の確保も必要であると考えておりまして、県としても確保に努めていきたいと思っています。

また、初診予約については、これまで先着順で翌年1年分の予約を受け付けていたんですけど、必要な方がより早期に受診できるように、例えばですけど、この1年という期間を1回3か月程度に短縮して4回に分けて行うなど、いろんな方法を検討していきたいと考えております。

引き続き、医師や専門職員の充実など、センターの機能強化を図るとともに、地域における発達支援の体制整備を進めることで初診待機の解消、また、

身近な地域での途切れのない支援体制の充実に向けて、総合的にしっかり取り組んでまいります。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） 私が申し上げた内容については、それなりに濃淡はありますけれども、頑張りますというお答えだったんだらうなと受け止めさせていただきます。

ただ、いつまでにやってくれるのか、どれぐらい積極的にやってくれるのかはなかなか読み取ることができませんでしたので、しっかりと、そのことを進めていただきたいと思います。

三重県庁における組織で、恐らく全国1位と呼ばれる施設は、この子ども心身発達医療センターしかないと思うんですよ。

昭和60年に大激論の末、旧高茶屋病院から分離独立しました。当時の初代園長の十亀史郎さんが、また、その関係者が必死で頑張って今のステータスと知名度を確立してきました。この歴史と、やっぱり実績をこれからも一番と自慢できる組織であってほしいなと思います。そうすれば、来たい人がきちっと、ここで治療を受けなければならない人がまず受けられるという環境づくりを、ぜひとも早急に対応していただきたいと思っています。

センターの子ども一人ひとりがその子らしく豊かな人生を送るためにという基本理念を実現するために、知事としては、今までの旧あすなろ学園とか、その歴史、これからの思いみいたいのがありましたらお聞かせください。

○知事（一見勝之） 私も子ども心身発達医療センター、令和5年、今年の3月29日に見せていただきました。

そこでは、一人ひとりの入院されておられる、あるいは治療に通っておられる子どもに対して、職員一人ひとりが丁寧に対応しているのを見て、本当に頭が下がる思いがいたしました。

私も、この6月から、こども家庭庁の審議会、こども家庭審議会障害児支援部会のメンバーとして議論させていただいていますが、その1回目、6月28日には、三重県の子ども心身発達医療センターの取組を発表させていただ

きました。全国でも非常に先進的な取組であると評価もいただきました。

それは、議員がお話いただいた、昭和60年4月、あすなろ学園から始まり、平成29年に子ども心身発達医療センターに統合するという歴史が、そういう各県での評価、全国での評価につながっているものであると思っています。

いろんな話をお伺いしていますと、児童精神科って本当難しいですね。治療、あるいは診療に物すごい時間がかかるということでもあります。

議員から様々な対応策についての御提案をいただきました。これは本当に感謝を申し上げたいと思います。どうしたらいいのか我々も悩んでいるところですよ。

究極は、やっぱり児童精神科の医者を増やしていかないかんのですが、一朝一夕にはできません。その前に、部長からも答弁申し上げましたけど、各地域にある、例えば小児科の医者、あるいは精神科の医者に、子ども心身発達医療センターで診察いただく前に、診察していただけるというようなことも改革していかないけません。まだこれ、時間がかかります。

したがって、この場で、部長から明確にこうです、ということは言えなかったのはお許しを頂戴したいと思います。私たちは決して歩みを止めません。止めずに、前に向かって進んでいきたいと思っています。

その一つの調査というのが、今年の3月に改定させていただきました医療センターの電話回線、これ、全然電話がつながらんという話がずっとありました。新聞でも御批判をいただいていた。私も議論に参加させていただいて何とかせないかんというので、取りあえずは、対症療法ではありますけれども、電話の回線を増やすとか、それから、今までは、どういう順番でどこで診察するのかというような中身、どんな症状なのかというのを聞かんと分からなかった。したがって、一つの電話に15分ぐらいかけていたんですね。それでは、やっぱりなかなかつながらんという苦情、あるいは思いがあると思いますので、一旦お話を伺ってこっちから折り返しの電話をするという、アナログな方法ではありますけどやらせていただいています。

また、これからはITを使いながら対応していくというのも、やろうとし

ておりますので、これにつきましては、また、御意見も頂戴しながら、あるいはやっているところについても、温かく見守っていただければありがたいと思います。

いずれにしても、子どもは三重の宝でございます。先ほども申し上げましたように、子どもたちが幸せになるための歩みを、我々三重県は止めない、そういった形で対応させていただきたいと思っております。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） よろしく願いいたします。

あんまり時間ありませんので、国体へ行きます。

代表質問で、改めて国体、三重国体の開催についてお伺いします。

こんなに2人も3人も国体の質問が今回出るなど、びっくりしたんですけども、やっぱりそれは8月1日に三重県スポーツ協会が国民体育大会の早期開催を求める要望書を知事に提出して、知事はその際に、2巡目の国体をしなかった県だと言われないようにしたいと答え、期待が一举に膨らんだんやろうと思います。

ただ、そうした中で、中瀬議員、芳野議員が国体はどうするんですかという質問をしたら、返ってきた答えが、県民の声を聞きながら関係者と調整し検討するとか、将来の子どもたちが他県から2巡目の国体を開催できなかった県と言われないようにと言いつつも、市町との調整をもって判断するという明確な答弁にはなっていません。

行政用語で、「検討しますはやりません」と、よく言われることであります。

財政論とか市町の協力、理解というのは当然必要ですけれども、やっぱり最終判断をするのは知事であります。何か、いろんな人が、知事、何を考えておるか分からへんのやわという声も入ってきます。

そこで、改めて2巡目に三重国体を開催する気持ちがあるのかないのか、知事自身の姿勢をお伺いします。

答弁には、「私は」という主語を入れて、時間もありますので、簡潔明

瞭にお答えください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 私は、検討しますと言ったものは、やりませんということではないと考えております。

これ、何度も御質問いただいておりますが、三重県が2巡目を開催しなかった県だというそしりを、私らはしようがないと思いますけれども、子どもや孫の世代が受けるということ、これはやめたいということで知事として思っております。

ただ、国体の開催、御案内のとおり、前回の6年先への延期についても、様々な検討をしました。なかなか難しいのは、実際の皆さんの御協力というのを得られそうもなかったかなというのがありますが、国体開催にやっぱ多大な財政的な負担がございます。また人的な負担もございます。これ、県だけではありません。基礎自治体もそうであります。

したがいまして、なかなか簡単に、私が、やりますからやってくださいと言って実施できるものではないというのは御理解いただきたいと思ひますし、また国との調整も必要でございます。

私としましては、国体を早期に開催したいということは思っております。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） 開催したいという意思を、気持ちを受け止めさせていただきたいと思ひますし、スポーツ団体も一生懸命これから競技力の向上に向けて努力していただろうと思ひますし、私も応援したいと思ひます。

ただ、開催したいという思ひを聞きますと、次に出てくる質問はいつやるんやということでございます。

今、鹿児島国体をやっています。令和16年が沖縄国体。これまでは、内定、内々定でほぼ順番が決まっています。沖縄県が2巡目の最後の順番になってきます。

2巡目内にといい知事の言葉を真に受けるならば、令和17年というのは最有力かなと思ひますけれども、知事の視野には入っているのかどうかぐらい

聞かせてください。

○知事（一見勝之） 私の答弁を真に受けていただくかどうかというのは、それぞれの皆さんの御判断かもしれませんが、先ほども申し上げましたように、いつ国体開催できるのかって、これは、国や、それからほかの県との調整が必要であります。3巡目に向かって、もう検討しているところもあるのかもしれませんが。

令和16年、御指摘のように沖縄県が2巡目の最後ということになります。そこの関係も当然ありますし、どうも沖縄県は2巡目の最後の国体だと言っておられるようでありますので、あるいは3巡目、考えておられるところが、我々が令和17年にやるんだとおっしゃるかもしれませんが。そこの調整が必要でありますけれども、今後、調整を進めていきたいと考えております。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） これ以上聞いても、恐らく同じでしょうから、開催に向けて努力していただけると、勝手に令和17年ぐらいには三重国体があるかなと思ひながら、最後の質問に入らせていただきます。

3年目にかける、知事の思いをお伺いしたいと思います。

知事就任3年目となる令和6年度は、知事が策定した県政運営の中期戦略計画である、みえ元気プラン3年目となります。いわゆるホップ・ステップ・ジャンプのジャンプの年となります。

ところが、先日晒されました令和6年度三重県行政展開方針（案）や、令和6年度当初予算調製方針、令和6年度組織機構及び職員定数調整方針を5年度版と見比べました。

組織、定数調整方針についてはほぼ5年度版とあまり変わりません。

令和6年度三重県行政展開方針（案）は、注力する取組の項目は大きく変わっていませんが、子ども・子育て支援と人口減少対策は上位に位置づけられ、当初予算調製方針においても、行政展開方針に準じた形になっているかなと読ませていただきました。

行政は継続を旨とし、単年度で大きな成果を得るのは難しいとは思いますが、けれども、やっぱり令和6年度というのは、知事4年間で非常に大切な年だと思っています。

子ども・子育て支援や、人口減少対策を重視する姿勢は見られますが、改めて知事の3年目にかける思いみたいなのを聞かせていただきたいなと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 知事に就任させていただいて2年間は、県政を進めるための土台づくりの年であったと、今振り返りますとそんな気がします。

コロナ禍の中で大変ではありましたが、県庁職員の皆さんに御協力をいただきまして、新型コロナを含めました危機管理体制という土台もできたと思っていますし、それから人口減少対策を議論するための土台もできてきたかなと。

さらには、国との関係で様々な支援を受け、そして国へ提案するというそういうパイプづくり、人脈も含めてですが、できてきたと思いますし、最後、4点目は、県庁内で議論する風土というのを私はつくりたいと思って、県庁の人たちとそういった仕事の仕方をやらせていただきました。

さらには、昨年10月、県議会の皆さんに御承認をいただいて強じんな美し国ビジョンみえ、みえ元気プランをつくっております。

さらに人口減少対策、観光、カーボンニュートラル、様々な方針というものも出させていただいたわけございまして、今後はそれに基づいて対応をやっていくということでございます。

令和5年度の予算では、みえ子どもまるごと支援パッケージもつくらせていただきましたし、津波避難タワーの予算化というのもやらせていただきました。具体的な施策にも着手しているということでございます。

先ほど御指摘いただきました組織、定数の調整方針は、これは具体的なことを書いていませんので、2月に発表させていただく組織、定数を見ていただければと思います。

予算調製方針につきましては、おっしゃったような3本柱、子ども・子育て施策の充実、人口減少対策の推進、さらには、人口減少との表裏でもあります人手不足対策、そういったものに注力したいと思っております。

三重県の課題は山ほどございます。それに優先順位をつけながらなるべく多くの課題に対応していくというのが、この3年目でございます、議員御指摘のように正念場でございます。様々な施策を前に進めながら、そして、その都度、起こってくる出来事にも対応していく、そういうことでしっかりと議論していきますが、大事なのは、皆さんをはじめとした県民の皆さんと対話をしながら、どういう形で行政推進をしていくのか、決めていくということかと思っております。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） 詳しい個々の施策については、今後は行政部門別常任委員会もありますし、予算決算常任委員会もありますので、そちらに委ねたいなと思います。

3年目にかける思いを聞かせていただきたかったですけれども、ただ、ちょっと気になるのは、土台づくりを2年間しっかりしてきましたと。某新聞によりますと、引き続き土台づくりも頑張りながらというのが書いてあったんですね。

当選当初、職員のほうからは、レクが長いし翌日に回されるしという愚痴がありました。真面目な人や我慢したれさという話で、その人らを説得はしてきたんですけれども、今回の議会でもある議員のほうから、外の人たちとの距離感みたいなものを言われました。

今も、県民の皆様との対話をしながらと知事はおっしゃいましたけれども、どうも行政のパートナーであるべく首長やとか、それから各組織団体のリーダーたる方々との意思の疎通が少し欠けてるやに聞こえてまいります。

知事1人の思いだけで三重県政って動くものではないと思いますので、そういった意味では、確かにこの2年間、コロナ禍で動きにくかったのも事実だろうとは思いますが、土台を固めることも大事ですが、外へ

もう少し声を聞きに行っていたかどうかをお願い申し上げ、3年目の活躍を期待して質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

- 議長（中森博文） 暫時休憩いたします。
午前11時10分休憩

午前11時20分開議

開 議

- 議長（中森博文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代 表 質 問

- 議長（中森博文） 代表質問を継続いたします。18番 田中祐治議員。
〔18番 田中祐治議員登壇・拍手〕

- 18番（田中祐治） こんにちは。自由民主党、松阪市選挙区選出の田中祐治でございます。

初めての代表質問の機会を与えていただきました。会派の皆様方に、感謝を申し上げますとともに、勇気ある決断に敬意を表させていただきたいと思っております。70分という短い時間ではございますが、精いっぱいさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、三重県知事も私も議員も、有権者の皆様の負託を受け、この場に立たせていただいております。

二元代表制の一翼を担う議員として、知事と共に三重県政の発展に一生懸命頑張っておりますので、よろしくお願い申し上げますことを冒頭に申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、順次質問を進めさせていただきます。

まず、初めに、新型コロナとインフルエンザの同時流行の対応についてをお伺いいたします。

一見知事は、今定例会議の冒頭に、令和3年秋就任当時は、新型コロナウイルス感染症の第5波が猛威を振るうさなかであり、病床の確保や検査体制の強化など、県内での感染対策に全力で取り組みましたとお話をされました。

知事をはじめ、保健、医療の最前線で懸命に治療に当たられました医療従事者や職員、そして行動制限や休業要請等に多大なる御協力をいただきました事業者の皆さん方、そして、県民の皆様には、改めて感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、厚生労働省は、この冬は新型コロナウイルス感染症が拡大し、季節性インフルエンザと同時に流行する可能性があるとして発表いたしました。

実際、新型コロナやインフルエンザの患者が増大しております。

長崎大学大学院の迎寛教授によりますと、新型コロナとインフルエンザが同時に流行すると、受診したい患者数が増加し、発熱難民が増える可能性がある。また、救急外来に発熱患者が殺到すれば、命の危機にある患者の受入れに問題が生じ、救急車の搬送の困難や感染症による入院患者の増加により、病床確保が課題となると分析されております。

そこで、一見知事にお伺いいたします。

コロナ禍の医療現場ではスタッフや病床等も不足し、自宅や宿泊施設で療養を余儀なくされるなどの問題が生じました。今でも新型コロナの影響で、通常医療が圧迫されている実態がある中で、今後、大規模な新型コロナとインフルエンザの同時流行に備え医療体制は整っているのか、お伺いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之）　新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行について御質問いただきました。

御答弁申し上げる前に、冒頭、田中議員からおっしゃっていただきました、

議員の皆さん、議会と、そして、県知事、私をはじめとします執行部と二元代表制の下、県民の負託を受けた者たちがしっかりと県民の幸せのために頑張る、その思いは私も同様でございます。そのとおりでございまして、議会の皆さんと一緒に、この三重県をいい県にしていくように頑張りたいという思いを申し上げさせていただきたいと思います。

議会の皆さんには、私ども執行部に対するチェック、そして御提案、そうした機能をフルに御発揮いただきたいと、私どももしっかり受け止めていきたいと思っております。

御指摘をいただきました同時流行、これは、おっしゃるとおり懸念されるところでございます。

5月8日に、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが変わりました。変わらして、それでいいかというわけではありませんので、私どもが一生懸命何をやってきたかと言いますと、5月7日時点で、医療機関、いわゆる発熱外来の数、この発熱外来の数を増やしてきたということなんですけど、5月7日の時点では693の医療機関でしたが、10月12日の時点では796でございますが、約100医療機関、発熱外来で受診できる場所、診察してくださる医療機関を増やしてまいりました。この間、新型コロナの対応は、医療従事者の皆さんに本当に一生懸命になってやっていただいたわけでございますし、これからも、発熱された方々に対しては、医療機関の皆さんに対応していただける、その数を増やしてきたわけでございます。

この10月以降は、新型コロナのフェーズがまた変わらして、局面が変わらして、感染拡大時における病床確保というのは、感染された方の数を見ながら増やしていきましょうということになりました。

基本は、感染者の数が245人を超えると、フェーズ1ということで、30床の病床を確保しようと、それまでは確保しなくていいということに変わってきたわけでございますけれども、私ども、全国知事会を通じて要望を行いまして、私もその議論に参加させていただきましたけれども、この10月、1か月間につきましては、激変緩和をしようということで、30床の確保は、まず

継続しましょうと、いきなりゼロに減らすということはせんようにしましょうということでやらせていただいたわけでございます。

今、入院されておられる方、先週木曜日現在でいきますと、フェーズ1というのが245人という基準なんです、今は108人ということでございますので、したがいまして、数はそんなに増えていないということになります。

失礼しました、新規感染者ですね、感染者の数が108名ということでございますので、245人という30床確保せないかん水準にはまだ達していないということです。

ありがたいことに、皆さんの御努力、医療機関の皆さん方の御尽力もありまして、新規感染者の数は、定点観測の数字ですけど、だんだん減ってきています。先週に比べて0.7、0.6という形で減ってきているところでございます。

インフルエンザにつきましては、これは、通常病床対応ということになるんですけども、平成11年以降、インフルエンザの定点調査というのも、これを実施しているところでございます。今まで一番多かったのが、平成29年、平成30年のシーズンでありまして、これは平成30年1月15日から1月21日の週、このときに、1定点当たり62.43という数字が出ておりまして、インフルエンザが猛威を振るったという時期でございます。ただ、そのときも、通常病床で対応はできております。

新型コロナウイルスの病床確保につきましては、通常病床を圧迫しないように確保していこうということでございますので、これ、油断はできませんけれども、恐らく何とかやっつけていけるんじゃないかと考えておりますが、もし仮に、新型コロナあるいは季節性インフルエンザが猛威を振るい出すというようなことになりましたら、これ、国とも調整しますし、全国知事会でも相談しながら進めていきますけれども、緊急的な医療提供体制の確保、これもやるつもりでございますので、県民の皆さん方には御安心いただきたいと思っておりますのでございます。

新型コロナウイルスも季節性インフルエンザも、対策は実は一緒でございます

ます。手洗いをするとか、高齢者、あるいは基礎疾患を有している人と会うときはマスクをする。これが非常に重要でございますので、仮に感染者数が増えてくるという局面に入りましたら、また、県民の皆さんには、そういう対応をお願いしたいと考えております。

〔18番 田中祐治議員登壇〕

○18番（田中祐治） ありがとうございます。

現在の感染者数は108人で、フェーズ1の245人までは、もうしばらく余裕があるということで30床は継続していくという御答弁をいただきました。何とかいけるとおっしゃられましたけれども、急に増えてきたときの対応ができるかどうかというのを心配しているわけでございます、その辺も十分考慮して、また、新たなパンデミック等にも対応できるように医療体制を進めていただきますことをお願い申し上げまして、この件は終わらせていただきます。

次に、浸水対策について、2項目、お伺いいたします。

気象庁の観測によれば、1日の降水量が200ミリ以上の大雨を観測した日数は、1901年以降の統計期間において、最初の30年と直近の30年を比較すると約1.7倍に増加しております。また、国の水害統計調査によりますと、県内で2011年から2021年に起きた内水氾濫による被害額は202億円と、水害全体の約4割を占めております。

そこで、まず、1項目めの流域治水の推進についてお伺いいたします。

河川の拡幅や橋梁の架け替えといった対策には、多大な時間と費用がかかります。そのため、国は、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえて、流域治水への転換を図っております。昭和三、四十年代から現在に至る急激な都市化の進展によって、流域における保水機能の低下を招いたことで、排水能力不足による内水氾濫の被害が増大しております。水害のない安心して暮らせるまちづくりは、住民の皆さんの願いでもございます。

そこで、県土整備部長にお伺いいたします。

国の流域治水への転換に伴い、どのように流域治水を推進していくのか、

お伺いたします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、流域治水の推進についてお答えいたします。

近年、気候変動の影響により水災害が激甚化・頻発化しておりまして、今年も九州や東北など、全国各地で甚大な浸水被害が発生しております。

このような気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまで河川管理者や下水道管理者が行ってきた取組に加えて、流域のあらゆる関係者が主体的に浸水被害軽減対策を流域治水の考え方で取り組むことを本県も進めていく必要があります。

この流域治水の取組を推進するため、一級河川の7水系と二級河川の10圏域において、河川管理者や流域自治体等で組織する流域治水協議会を設置しまして、取組内容の全体像を示す流域治水プロジェクトを策定しております。

このプロジェクトでは、河川管理者が行う河川整備や下水道管理者が行う内水対策のほか、流域の貯留機能を向上し、河川への負荷を軽減する利水ダムにおける事前放流など、河川管理者以外の取組や被害を軽減するための対策についても、実施主体を明確にして位置づけております。

流域治水を推進するためには、全ての関係者がこのプロジェクトに位置づけた取組を着実に実施していくことが重要であります。毎年、関係者との協議を開催しまして、各取組の促進を図るとともに、進捗状況に合わせて、流域治水プロジェクトの更新を行っております。

特に、河川管理者以外の取組の推進が流域治水においては重要でありますので、他部局との連携強化に努めております。田んぼダムや農業用ため池などの農業施設の活用に関しては、農林水産部と連携してしっかり取組を進めているところであります。

また、河川管理者としては、河川整備を着実に進めるとともに、気候変動の影響を踏まえた河川整備計画の見直しについても進めてまいります。

なお、県民の皆様は流域治水について理解を深めていただくために、来週

から、県民ホールでパネル展を開催していく予定でございます。流域治水の概要や河川整備等に加え、農業水利施設を活用した取組についての展示を行う予定です。

引き続き、流域治水の取組を進めるため、関係機関との連携を強化してまいります。

〔18番 田中祐治議員登壇〕

○18番（田中祐治） ありがとうございます。

治水関係者で流域治水プロジェクトをつくって、流域全体で治水を推進していくというような御答弁をいただきました。また、来週からのパネル展の開催も御紹介いただいたところでございます。

1日でも早く県民が安心して生活が送れるよう取り組んでいただきたいと思っております。

次に、2項目めとして、特定都市河川の指定について、お伺いいたします。

国土交通省は、流域治水関連法を令和3年11月に全面施行いたしました。この法律改正で、狭窄部やバックウォーターの影響などにより浸水被害防止が困難な河川も対象とされたことから、令和5年3月31日に、国が雲出川中流部支川の中村川流域と波瀬川流域、県が赤川流域を、それぞれ県内初となる特定都市河川及び特定都市河川流域に指定いたしました。

特定都市河川の指定は、水害に強い地域づくりに向けては、有効な取組であると思っております。

そこで、県土整備部長にお伺いいたします。

取組によってどれだけの効果が得られるのか、また、今後の計画工程についてお伺いいたします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） 特定都市河川の指定についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、令和3年5月に特定都市河川浸水被害対策法が改正されまして、特定都市河川の指定要件が拡大されまして、都市部以外の河川においても、法的枠組みを活用したハード整備の加速に加えて、国、県、市

町などで共同で土地利用規制や流出抑制対策等の流域治水の取組を進めることが可能となりました。

本県でも、雲出川のバックウオーターの影響により浸水被害が発生しています支川の中村川、波瀬川、赤川において、河川整備による早期の浸水被害防止が困難なため、中村川、波瀬川とそれらの流域について国土交通大臣が指定、赤川とその流域については三重県知事が令和5年3月に指定を行っております。

指定の効果としては、大きく分けて三つあります。

一つ目は、河川整備等のハード整備の加速化であります。

新たに創設された制度に基づき、ハード対策を計画的かつ集中的に実施することが可能となります。

2点目は、流域全体で雨水の流出を抑制する取組の促進です。土地の改変により、雨水流出量が増加する一定規模以上の行為について、調整池などの流出抑制対策を義務づけ、流域全体で雨水流出量の増加を抑制します。なお、雨水貯留浸透施設を整備する際には、補助率のかさ上げや固定資産税の減税による支援措置も実施できます。

3点目は、水害リスクを踏まえた土地利用に関する取組であります。

水害リスクの低い地域への居住誘導や安全な土地への移転を促進するための制度の創設、拡充が行われています。

現在、これらの制度を活用して、地域に応じた対策を総合的かつ多層的に実施するために、国、県、津市、松阪市のほか、有識者や地域の代表の方々で組織する流域水害対策協議会において、流域水害対策計画について、今年度中の策定を目指して検討を行っております。この計画が作成された後はこの計画に基づいて、ハード・ソフト一体となった水災害対策を推進していきます。

〔18番 田中祐治議員登壇〕

○18番（田中祐治） ありがとうございます。

効果として、ハード整備の加速化、そして、雨水流出量の規制の促進、そ

して、また、工程につきましては、国、県、津市、松阪市などで、流域水害対策計画を検討して、今年度中に作成していきたいという御答弁をいただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

効果やこの工程につきましては分かりましたが、一方で、課題があるように思っております。

(パネルを示す) これは、国、県、津市、松阪市が作成したリーフレットですが、特定都市河川に指定されると、1000平方メートル以上の開発などによる雨水浸透阻害行為は、三重県知事の許可が必要となります。そして、許可に当たっては、雨水をためたり、しみ込ませたりする対策を講じなければなりません。しかし、開発業者などからは、このリーフレットに記載されているように雨水貯留施設や浸透ますなどを造成しても、地元自治体に引き取っていただけるのかという懸念の声をいただいております。

私も自治体に確認いたしましたところ、難しい状況にあることが確認できました。

これまで、国、県、市が協力して進めてきたのであれば、自治体が引き受けるべきだと思うわけですが、県土整備部長の御見解をお伺ひいたします。

○県土整備部長(若尾将徳) 議員御指摘のとおり、この特定都市河川の指定により、雨水流出抑制対策として、調整池等の施設の整備ということが必要となってきました。ただ、この調整池等の維持管理については、市町への管理というのは、法律上は義務づけられているわけではありません。ただ、団地開発等により整備された調整池というのをしっかり機能させるためには、長期間しっかりとした管理が必要となっていくしますので、自治体など公的セクターで管理していくことが重要であると考えております。

よって、我々としては、関係市にしっかり管理することはできないかということ働きかけてまいりたいと考えております。

[18番 田中祐治議員登壇]

○18番(田中祐治) ありがとうございました。

法律上は義務づけはないが、関係市に、まず、今後も働きかけていただけるといふことをございました。

今後の開発に向けて影響が出てくることから、早急に合意に向け対策を講じていただきたいと思います。

(パネルを示す) これは、先ほどの特定都市河川及び特定都市河川流域ですが、住宅地域の中川駅周辺や川合高岡駅周辺、工業団地のある嬉野インターチェンジ周辺も特定都市河川流域に指定されております。

もし、土地の開発計画が可能になっても、雨水貯留施設等の設置に伴い、宅地費用が3から4割高くなる。面積によっては2倍近く高くなるということですが、これでは土地の開発は困難になります。開発が困難になるということで、地価の下落や地域の人口減少にもつながってくるのではないかというふうな懸念がされます。

そこで、県土整備部長にお伺いいたします。

流域治水を進めるためには、個人の権利を制限したり個人の土地などに公益性を持たせたりするものが含まれますが、どれだけの住民や事業者の説明されたのか、お伺いいたします。

○県土整備部長(若尾将徳) 議員御指摘のとおり、この特定都市河川に指定されると、その流域については土地の利用に規制等が生じることで大きな影響を与えることとなります。そのため、我々としても、国、関係市と一緒に住民への周知を行っております。

例えばですけれども、まず、リーフレットを配布しております。これは雨水浸透阻害行為の許可が必要となるということを書いてある議員がお示しているリーフレットと同じようなものなんです、それについて流域内の全戸に配布しております。また、三重県宅地建物取引業協会とか全日本不動産協会三重県本部を通じて、全ての協会員、そういった不動産の方々のためにも配布しております。

それと、あと市広報とか、ホームページにおいても周知するとともに、流域全域で地元説明会を実施しております、津市では5回、松阪市では6回

実施しまして、こういった雨水浸透阻害行為の許可が必要となるということ
を周知しているということでもあります。

〔18番 田中祐治議員登壇〕

○18番（田中祐治） ありがとうございます。

リーフレット等の配布やホームページの記載、そして、津市で5回、松阪
市で6回説明会を開催されたということで、周知を図っているとの御答弁を
いただきました。

しかしながら、多くの地域の住民の方々や事業者からは、説明も聞いてい
ないし、同意した覚えもないというお話をたくさん伺っております。

指定には同意を得る必要はないとのことですが、国、県、市でより一層連
携して、さらなる理解促進に取り組んでいただきたいと思いますが、県土整
備部長の御見解をお伺いいたします。

○県土整備部長（若尾将徳） 我々としては、しっかり周知させてきたと思っ
ていたんですが、そういったお声があるということは真摯に受け止めまして、
引き続き、市と国とも合わせて、しっかり住民に対して周知して、理解促進
を図るとともに、また、今後、ほかの河川もこういった特定都市河川指定と
いうことを進めていくことがあることもありますので、そういったときには、
事前に、今まで以上に住民の理解促進を得るように、周知徹底していきたい
と考えております。

〔18番 田中祐治議員登壇〕

○18番（田中祐治） ありがとうございます。

引き続き、周知に向け、取り組んでいただけるということでもございました。

ぜひとも多くの住民や関係者の方々に理解が得られるよう御説明いただき
たいと思います。そして、また、今後、この県内に特定都市河川を指定され
るのであれば、もっと慎重に進めていただきますことを要望させていただき
まして、この件は終わらせていただきます。

次に、農林業の振興について、2項目にわたってお伺いいたします。

1項目めとして、水田農業の振興についてであります。昨今では、食料

安全保障上のリスクの高まりや地球環境問題への対応、海外の市場拡大に加え、資材の高騰、高齢化や後継者不足などにより、農業従事者は多くの不安を抱えておられます。

このような状況の下、海外に食料を依存する社会的構造に対する不安が高まってきております。そして、農業の重要性が再認識されつつあります。もし、外国に依存し切っている食料が入ってこなかったらどう対応するのか、深刻な問題として考えていかなければなりません。

世界人口白書2023によりますと、2023年の世界人口は、80億4500万人で、初めて80億人に達しましたが、さらに2030年には85億人になると言われております。

農林水産省は、カロリーベースの食料自給率を、2020年の37.17%から2030年には45%に高める目標を掲げました。

こうした状況変化を踏まえますと、今後、国内、県内の農業生産の増大を図り、食料の自給力を確保していかなければなりません。日本の主食は米であり、米から多くのカロリーを得ております。また、米を作る水田は、全国の耕地面積の半分以上を占めており、麦、大豆と組み合わせて生産されております。このことから、食料の安定供給を図るためには、基本となる米、麦、大豆を組み合わせた水田フル活用を進めていくことも、重要であると考えます。

そこで、農林水産部長にお伺いいたします。

県は、食料の安定的な供給に向け、米、麦、大豆などの水田農業の振興にどのように取り組むのか、お伺いいたします。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 水田農業の振興について御答弁させていただきます。

本県では、水田が耕地面積の4分の3を占めており、水田農業は、本県農業の中核たる役割を果たしております。

食料を安定的に供給するためには、この水田農業において十分な農地を確

保し、その農地を担い手が最大限に活用して、米、麦、大豆などの生産を行うことが重要と認識しております。

このため、県では、担い手への農地集積を進めるとともに、作物ごとに生産の振興を図っております。

まず、農地集積につきましては、令和5年度に施行されました改正農業経営基盤強化促進法におきまして、集落における将来の担い手と農地の利用の方向性を示す地域計画を市町が策定すると規定されておりますので、JA、農地中間管理機構などと連携して、地域での話し合いが進むように支援を行っているところでございます。

また、生産振興を図るため、まず、米では、水位センサーを活用した水の管理やドローンによる病害虫防除など、スマート農業技術を活用した作業の省力化や生産性の向上を、麦につきましては、製粉事業者のニーズに応じた品種の作付拡大や安定生産、品質向上に向けた技術的な支援を、また、大豆につきましては、収穫量の向上に向けた作付の拡大、病害虫対策や排水の徹底、新品种導入に向けた現地実証などに取り組んでおります。

今後も、県民の皆さんに食料を安定的に供給できるよう、関係機関と連携しながら、水田農業の振興に取り組んでまいります。

〔18番 田中祐治議員登壇〕

○18番（田中祐治） ありがとうございます。

農地集積やスマート技術を活用した生産性の向上や品質向上に向けた技術的支援、または病害虫対策への取組を御紹介いただきました。

関連して再質問をさせていただきますが、近年の気候変動によって、作物の生産に影響が出ております。従来の品種が育てにくい状況になっております。

今後も、水田農業を継続していくためには、気候変動への対応は不可欠だと思われまます。

そこで、農林水産部長にお伺いいたします。

水田農業における気候変動対策に、どのように取り組んでおられるのか、

お伺いいたします。

○農林水産部長（中野敦子） 気候変動への対策ということについて、御答弁を申し上げます。

議員の御指摘のとおり、気候変動の影響によりまして、水田農業では、収量ですとか品質の低下が課題となっております。

このため、県では、農業研究所が中心となりまして、農業改良普及センターと連携しながら作物に応じた対策を進めております。

具体的には、まず、米につきましては、高温に耐性のある品種として開発しております三重23号などの普及を進めることや、収量、品質を向上させる新たな高温耐性品種の育成に取り組んでおります。また、麦や大豆につきましては、湿害の対策といたしまして、気象データを用いて農業者に収穫を促すシステムの開発ですとか、農業者自らが農地に排水管を設置できる装置の開発も進めております。

引き続き、気候変動への対策といたしまして、新たな品種の育成や技術開発に取り組み、生産の安定化につなげてまいります。

〔18番 田中祐治議員登壇〕

○18番（田中祐治） ありがとうございます。

高温耐性品種の育成に取り組むほか、湿害対策にも取り組んでいるとの御答弁をいただきました。1日でも早く一般で実用化できるように進めていただきますことを申し上げ、次に移らせていただきます。

2項目めとして、林業、木材産業の振興についてお伺いいたします。

三重県は、県土面積の64%が森林であり、そのうち人工林率が62%と豊富な森林資源を有しております。しかし、利用期を迎えた51年生以上の森林が約8割を占め、主伐、再生林の促進による森林資源の循環利用が課題となっております。

このような中、尾鷲市の三田火力発電所跡地に大規模な製材事業を誘致する計画について、本年の6月下旬から7月上旬にかけて、林業、木材産業関係者や市町の林業担当者を対象とした説明会が七つの農林事務所単位で開催

されたと伺っております。

その大規模製材事業では、三重県のバイオマス発電用チップを除く、年間素材生産量とほぼ同量の30万立米の原木調達が計画されております。

本計画が実現すれば、県産材の新たな需要拡大や林業の成長産業化が期待される一方で、原木調達において、既存の製材工場との競合も懸念されるため、原木の安定供給に十分配慮しながら進めていく必要があります。

この三田火力発電所跡地への大規模な製材工場の誘致計画につきましては、東豊議員が今年の2月に一般質問をされておりますが、説明会が開催されるなど進展があったように思われますので、改めて、農林水産部長にお伺いいたします。

この尾鷲市における大規模な製材事業の誘致に向けて、県としてどのような考え方で検討を進めているのか、お伺いいたします。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 尾鷲市への大規模な製材事業の誘致についての県の考え方につきまして、御答弁を申し上げます。

県内における製材用の木材需要は、木材価格の低迷ですとか、住宅の建築様式の変化などによりまして、約40年前と比べて1割程度にまで減少しております。

こうした中、県では、県産材の新たな需要拡大を目的に、尾鷲市における大規模な製材事業の誘致に向けた検討を進めており、この事業が実現しました場合、林業の活性化やカーボンニュートラルへの貢献、南部地域の活性化の観点も含めた効果の大きい取組になると考えております。

ただ、一方で、議員御指摘のとおり、この製材事業は、本県の年間生産量と同程度の原木を必要とする計画となっておりますことから、生産量の増加が伴わない場合には、既存の製材事業者などと調達に関して競合が生じ、流通への影響が懸念されます。

このため、他県とも連携しながら、林業関係者や関係市町などと足並みをそろえ、原木の安定供給に向けて林業の大きな変革を行っていく必要がある

と考えております。

具体的には、生産量の増加に向けまして、より少ない人員で効率的な生産が可能となる皆伐と、環境に配慮し持続可能な林業を実現するための再造林、これを併せて進めるということ。また、担い手の確保・育成や林道などの基盤整備、機械の整備拡充などの対策を一体的に講じていきたいと考えております。

こうした考え方につきましては、林業関係者などとの丁寧な意見交換を通じて、理解の促進を図ってまいりたいと考えておりますし、生産量の増加に向けた取組を通じて、既存の製材事業者や新たな事業者が、ともにウィン・ウィンの関係となり、本県の林業、木材産業の活性化につながるように、しっかりと検討を進めてまいります。

〔18番 田中祐治議員登壇〕

○18番（田中祐治） ありがとうございます。

御答弁では、大規模な製材事業が実現すれば、林業の活性化や森林の若返りによるカーボンニュートラルへの貢献などの御紹介をいただきました。

その中で製材業者等のウィン・ウィンとの関係も御紹介をいただきましたが、ぜひともこの三重県の林業の発展のために、誘致に向け最善の努力を尽くしていただきますことをお願い申し上げたいと思います。

そして、また、三重の木づかい条例を制定して2年が経過いたしました。まだ浸透していない市町があると伺っております。ぜひとも、県内全市町で取組をさらに推進していただきますことを申し上げ、この件は終わらせていただきます。

次に、自転車ヘルメットの着用について、お伺いいたします。

この件は、我が会派の石垣智矢議員も6月に一般質問をされておりますが、当時と状況も変わってまいりましたので、進捗状況の確認も含めて改めてお伺いいたします。

これまでの道路交通法では、13歳未満の子どものみに限り、自転車に乗る際はヘルメットの着用が努力義務とされておりましたが、本年4月の法改正で、

自転車利用者全員に適用されることとなりました。

警察庁は、2022年の全交通事故件数に占める自転車関連事故の割合が過去最高の23.3%で、中でもヘルメットを着用しない場合の死亡リスクは2.6倍になると発表いたしました。

本県における昨年の自転車人身事故は395件、そのうち死者数は8人で、ヘルメットを着用していたのは3人、非着用が5人、6割の方が頭部の損傷が原因でお亡くなりになられております。仮にヘルメットを着用しておれば、県民の大切な命が救えたかもしれないと思うと残念でなりません。

(パネルを示す) この図は、昨年の自転車事故の死者のヘルメット着用率ですが、警察庁の調査では、負傷者6万7801人のうち、着用率は9.9%となっております。通学時のヘルメット着用を定めている中学生は39.1%と高い一方、65歳以上は3.6%で、10年前からの3.2%からほぼ横ばい状態が続いております。

(パネルを示す) この図は、4月の法改正後、警察庁が発表した7月時点の都道府県別の自転車用ヘルメットの着用率を示したのですが、全国平均の着用率は13.5%でした。着用率が最も高かったのは、愛媛県の59.9%で、三重県も全国第5位の26.5%となっております。

これは警察や学校等の取組の成果の表れだと評価させていただきますが、本年8月現在の県内の自転車事故を見ると、死者5人のうち3人が非着用で、負傷者246人の約8割がヘルメットをかぶっていなかった。中でも、使用頻度が多い高齢者や高校生などの着用率が低いことも報告されております。

そこで、警察本部長、環境生活部長、教育長にそれぞれの立場で御質問をさせていただきます。

独自でも調査はされていることとは思いますが、調査結果等を踏まえて、着用率向上に向けての取組をお伺いいたします。そして、また教育長には、県立高校の生徒のヘルメット着用率についても併せてお伺いいたします。

〔難波正樹警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波正樹） 先月発表されました全国警察で実施した自転車の

ヘルメットの着用率調査の結果で、本県は、着用率26.5%で全国5位でしたが、まだまだ定着化が図られているとは言えない状況でございます。

これまで、県警察では独自調査を行ってきましたが、今後、県環境生活部と連携して、県内全域での調査を継続的に行い現状の把握に努めるとともに、今後の対策に活用していきたいと考えております。

県警察は、これまで、昨年11月の自転車安全利用五則の改正や、本年4月1日の改正道路交通法の施行、自転車活用推進法に基づく5月の自転車月間などの機会を捉え、関係機関・団体等と連携して、県民の方に対して、ヘルメットの着用について周知を図ってまいりました。さらに、平素の交通指導取締りの現場においても、自転車利用者に対する交通ルールの遵守やヘルメットの着用について指導しております。

引き続き、関係機関・団体、事業所などと連携し、各季の交通安全運動や各種イベント、街頭活動の場などにおいて、ヘルメット着用による頭部保護の重要性や被害軽減効果が理解されるよう情報発信などに注力し、自転車用ヘルメットの着用率向上に取り組んでまいります。

〔竹内康雄環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内康雄） それでは、お答えいたします。

自転車事故の際の被害を軽減し、県民の皆さんの大切な命を守るためには、ヘルメットの着用促進に取り組むことが重要と考えております。

そのため、テレビなど様々な媒体を通じた広報、啓発や県立学校等へのチラシの配布を行ったところです。また、県交通安全研修センターにおきまして、自転車の安全利用を含めた教育、研修を実施しております。

こうした中、ヘルメットの着用率について、本年7月に市町にも御協力いただき、駅周辺や通学路など自転車利用の多い主要な地点で県独自の調査を実施しました。また、e-モニター調査により、ヘルメット着用に対する意識も併せて把握したところでございます。

その結果につきましては、県内の平均着用率は24.7%で、詳細に見ますと、中学生が多い通学路では約86%と高くなる一方、高校生や大学生が多い通学

路や駅周辺では約4%と低い着用率となりました。

また、e-モニター調査では、ヘルメットを着用すると回答した方の多くが、「自分の身を守るため」を理由としている一方で、着用しないと回答した方は、「たまにしか乗らないから」、「努力義務でしかないから」を主な理由としており、その中でも、若年層においては、「髪型が乱れるから」も、主な理由としておりました。こうした調査結果を踏まえまして、着用率の向上には、まずはヘルメットの着用を自分の身を守るために必要なこととして捉えていただくことが重要であると考えております。

引き続き、様々な媒体の活用や、交通安全運動において、自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底を重点項目の一つに掲げるなど、県警察や関係機関と連携し、あらゆる機会を捉えて広報、啓発を行ってまいります。

特に、若年層につきましては、学園祭などにおいて様々なデザインのヘルメットを展示し自分好みのヘルメットを見つけていただくことで、着用に興味を持つきっかけづくりとなるようなイベント等を実施していきたいと考えております。

こうした取組を通じて、自転車の安全利用に対する県民の皆さんの意識醸成を図ってまいります。

〔福永和伸教育長登壇〕

○**教育長（福永和伸）** それでは、高校生の状況について答弁させていただきます。

まず、着用率ですけれども、本年5月に、自転車で通学している県立高校生の登下校時におけるヘルメットの着用状況を調査したところ、着用率は4.6%でした。生徒のかけがえのない命を守るためにも、ヘルメットの着用促進に取り組んでいかなければならないと強く感じているところでございます。

現在、県教育委員会では、生徒指導の担当教員を対象としました研修会で、県警本部の方や大学の教授から、自転車事故の現状、今後の交通安全教育についての講演や生徒向け教材の紹介を行っていただくなど、各学校での取組

の推進を図っているところです。

また、高校においては、例えば、名張青峰高校では、放送部の生徒がヘルメット着用の努力義務化について、校内放送で全校生徒に周知しておりますし、久居高校では、生徒会役員の生徒が、文化祭でデザインや機能に特徴のある自転車用ヘルメットを複数展示して、ヘルメットの着用を呼びかけたりするなど、こうした生徒主体の取組を行っている学校が幾つかございます。また、生徒心得や校則に自転車乗車中におけるヘルメットの着用の努力義務について記載している学校も複数ございます。

今後とも、自転車乗車中の事故によりまして、生徒の貴い命や未来が奪われることがないように、引き続き、管理職や教員を対象とした研修会や会議において、ヘルメット着用の必要性を訴えていくとともに、県内外の先進的な取組を紹介するなどしまして、自転車乗車中におけるヘルメットの着用を促してまいります。

また、高校生がヘルメットの着用率を上げるためのアイデアを語り合うなど、生徒が主体となった取組を推し進めてまいります。

〔18番 田中祐治議員登壇〕

○18番（田中祐治） ありがとうございます。

難波警察本部長からは県内全域での調査を基に今後の対策につなげていきたい。また、引き続き、関係機関と連携してヘルメット着用率の向上に取り組んでいくというような御答弁をいただきました。

環境生活部長からは、県内の着用率の御紹介をいただきましたけれども、24.7%で、私が調査させていただいたところよりは少し低いかなとも感じさせていただきました。そして、着用している理由は、自分自身の命を守ること、そして、着用していない理由としては、努力義務化であるということ、そして、また、ヘアスタイルが乱れるとかというような御意見をいただいたところでございます。

そして、教育長からは、高校生の着用率4.6%という御紹介もいただきました。かなり低い状況であるということも理解させていただきましたが、ヘル

ヘルメットの着用につきましては、校則でも記載しているところもあるということも御紹介いただいたところでございます。

今後とも連携しながら、さらに着用率の向上に向けて取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

関連して、教育長に再質問をさせていただきますが、学校現場の取組は重大で、大分県では、県立学校の自転車通学生に対して、ヘルメットの着用を自転車通学の許可要件としていることから、ヘルメットの着用率は9割を超えております。

子どもたちの大切な命を守るためにも、自転車通学者のヘルメット着用を全ての学校の校則に明記されたいかと思いますが、御見解をお伺いいたします。

○教育長（福永和伸） 少し悩ましい状況がございまして、実は、本年5月現在で、県立高校生の約55.2%が自転車を利用して通学しているんですけれども、そのうちの自転車通学者のうちの4割に当たる生徒が、自転車と公共交通機関を併用しているという状況がございまして。したがって、このヘルメットをどう持ち運ぶのか、あるいは駅でどう保管するかなどが、ヘルメット着用を定着させる上での課題となっています。こういった課題もございまして、今現在、自転車乗車中のヘルメット着用を校則に明記していくというのは慎重を期す必要があると捉えているところでございます。

また、生徒のかけがえのない命を守るためには、ヘルメットの着用が学校を離れた場面でも徹底されるように、生徒自らがその必要性を感じられるように指導していくことが重要と考えています。

子どもたちが、将来にわたってヘルメットを着用し、自分の命を守ることができるように、今後も関係機関や関係部局の協力を得ながら、学校の取組を推進してまいりたいと思います。

〔18番 田中祐治議員登壇〕

○18番（田中祐治） ありがとうございます。

県立高校生の約55.2%のうち4割が自転車と公共交通機関を利用している

ということで、ヘルメットの保管が課題となっているという御答弁をいただきました。

子どもの命を守ることが、私は最優先だと思っておりますので、何らかの方法でお考えをいただきたいと思えます。

また、この自転車のヘルメット着用率全国1位の愛媛県では、もう既に10年前に全利用者に対して、ヘルメットの着用を勧める条例が施行されております。三重県におきましても、ヘルメット着用の進捗状況や全国の取組を参考にしながら、御検討いただくことを申し上げ、この件は終わらせていただきます。

最後に、教員不足の課題について、2項目お伺いいたします。

まず、初めに、教員の確保についてであります。報道等で全国的に教員不足が伝えられておりますが、教員不足の背景として、教員の大量退職や小学校の35人学級実施などによって必要な教員数が増える要因がある一方で、教員の志願者が減少していることに加え学校現場の多忙化や処遇が十分でないことが、教員の魅力低下につながっていると指摘されております。

2023年春採用の県公立学校教員試験の受験者数は、過去10年間で最も少ない2174人でしたが、来年春採用予定の受験者数は2057人と、さらに減少しております。受験者減少の背景には、少子化に加え、採用数を増やした民間企業への志望変更などがあるとされております。

また、9月1日時点の教員不足数は、小学校で31名、中学校で20名、高等学校で2名、特別支援学校で5名の合計58名で、令和5年度の始業時よりもさらに27名の不足が生じております。このように配置されるべき教員が配置されていない状況となっております。

全国的な教員不足に関しましては文部科学省も憂慮しており、教員採用試験の第1次試験の実施日程を、6月中旬を目安として前倒しするなどの検討の方向性が示されました。

そこで、教育長にお伺いいたします。

国における教員採用試験の実施スケジュールの早期化の検討や教員の処遇

改善の動きも踏まえて、県教育委員会として、優れた教員を確保するためにどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、教員の確保について答弁させていただきます。

教員不足の解消は、私どもも最重点課題であると考えています。教員不足を解消するために、まずは教員採用試験の受験者を確保する必要がございます。

そこで、県教育委員会の職員が高校を訪問しまして、高校生に対して教員の魅力を伝えたり、大学生に対しては、各地域で説明会を実施し、現役の教員から体験談を交えてより具体的に教員の魅力について伝えたりする取組を行っています。また、特に教員を志望する大学生については、現役教員の授業実践研修に参加していただく取組を行っておりまして、学校現場や授業改善過程を体感してもらうことで、教員の魅力ややりがいを学生に実感として伝えています。

さらに、教員採用試験の見直しにも取り組んでおりまして、来年度実施する試験におきましては、常勤講師等で前年度の第1次選考試験を合格した者や正規教員経験者に対して第1次選考試験を免除するということ、それから、試験実施時期の1か月前倒し、それから、これは小学校教員に限っていますが、大学3年生等を対象とした試験の実施、こうした改善を行うこととしています。

また、今、学校現場が特に困っている状況として、講師登録者が減っているために、教員が年度途中で病休や産休、育休となる場合に、代替の講師が配置できないという状況が生じてきています。

そこで、この講師の確保につきましては、臨時的任用講師に加えまして、最大3年間任用できる任期付育休代替職員制度を新たに設けまして、令和6年度に向けては163名を合格としたところであります。

また、教員採用試験で合格しなかった受験者で講師を希望する方に対しま

しては、県教育委員会から即座に個々に対して連絡し、早期に講師登録するように呼びかけも行っているところです。

今後は、新しく、教員免許状を有していながら教職に就いていない人ですとか、一旦教職を離れた人などに向けた相談会を実施するなど、教員の確保に努めるとともに、市町教育委員会とも連携しまして、教員を志す人が増えていくように取り組んでまいります。

〔18番 田中祐治議員登壇〕

○18番（田中祐治） ありがとうございます。

次年度の取組として、1次試験の免除等、そして、また代替講師の確保の取組、そして、また門戸を広げていくというような取組の御紹介をいただきました。ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

もう時間が迫っておりますので、次に移らせていただきます。

次に、教員の離職防止について、お伺ひいたします。

国の指針で、上限と定められている時間外労働が月45時間を超えて勤務している三重県の教職員の月平均人数と全ての教員に対する割合は、小学校で約648人の9.3%、中学校で約1070人の28.2%、県立学校で422人の9.3%となっており、教員の長時間勤務が明らかになりました。

教員の労働環境は、未配置などの人材不足、長時間労働、それらが引き起こす病休、早期退職により、ますます人手が足りないという負の連鎖に陥っており、この悪循環を断ち切る強い取組が求められております。

教員の負担軽減のためには、働き方改革や業務の見直しなどと併せて、未配置の大きな要因となっている早期離職者への取組が必要だと思ひます。

そこで、本県において、教員の離職防止のためにどのような取組を行っているのか、教育長にお伺ひいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、教員の離職防止のための取組について、答弁させていただきます。

定年退職を除く退職者数は、令和4年度、小学校で102名、中学校で41名、

県立学校で20名となっております。

年度ごとに多少の増減はありますが、介護や自身の体調等を理由に、毎年、教育現場を早期に離れる教員がおります。中でも心身のストレスを訴え離職する採用1年目の教員が、小・中学校におきまして、令和2年度で2名、令和3年度で1名、令和4年度で6名と出ています。

こうした状況を踏まえまして、初任者の教員には、授業時数や校務分掌を軽減するとともに、先輩教員が校内指導員として、授業力や指導力向上のためのアドバイスをしたり日々の悩みを聞いたりするなど、きめ細かくサポートする取組を進めております。

また、慣れない職場で疲れの出やすい4月から7月頃には、校長などによる面談が行われるようにしております。

さらに、初任者研修では不安や悩みを抱える初任者が互いに課題を共有したり、先輩教員からアドバイスを受けられる研修やセルフケアについての研修を実施しています。

今後は、初任者のスタート支援事業として、初任者が主体的に学べる動画教材を作成しまして、採用前研修で活用するとともに、校内指導員も活用して、初任者研修におけるOJTの質を高める取組なども行ってまいります。

こうしたことに加えまして、学校現場で働く教員の業務負担の軽減を図り、長時間勤務の解消を図ることも大変重要ですので、学校における働き方改革を進めまして、教員の離職防止につなげてまいりたいと思います。

〔18番 田中祐治議員登壇〕

○18番（田中祐治） ありがとうございます。

学校における働き方改革というお話もございました。ぜひともお願いしたいのと、あと、また、きめ細かなサポートをしているという御紹介もいただきましたし、校長との面談、そして、またOJTの取組等も御紹介いただきました。

ぜひとも離職防止に向け、お取組いただきたいと思います。

そこで、また教員の離職防止に関して、再質問をさせていただきます。

教員の離職の要因として、一つは無理な要求をする保護者の存在があるのではないかと考えております。

保護者との信頼関係、地域住民との理解と協力の下に学校運営が行われていることを踏まえると、誠実かつ丁寧な対応に努める必要がありますが、理不尽な要求への対応は、教職員の心理的な苦痛につながったり、児童生徒への指導を萎縮させたりと、教員活動への支障が生じるおそれがございます。

このため、県教育委員会では、対応に当たる教職員が孤立しないよう、管理職との情報共有や複数での対応など、組織的に対応に取り組み、教員の精神的負担感を軽減していくことが教職の魅力を高めることにつながり、ひいては教員不足の改善につながるものと考えております。

そこで、教育長にお伺いいたします。

教育現場において、対応が困難な保護者や地域からの要求について、どのように対応されているのか、お伺いいたします。

○教育長（福永和伸） 過剰な苦情や不当な要求につきましては、教員志望者が減少している大きな要因の一つでありまして、この課題に対応していくためにも、学校だけでは解決の難しい事案に、経験豊かな学校管理職OBの活用や、関係機関や専門家との連携など、外部の力を活用して取り組んでいく必要があると考えております。

既に三重弁護士会の協力を得まして、学校だけでは解決が困難な事案について、弁護士が学校管理職からの相談に応じて、具体的に助言する支援事業を行っているところでございます。

また、今、文部科学省は、保護者からの過剰な要求に組織的に対応するために、教育委員会内に支援体制を整備する新規事業を概算要求の中で示しておりまして、今後、この事業の実施について検討を進めてまいります。

また、本県独自の取組としても、学校や教員からの相談に丁寧に応じ、弁護士などの専門家につなげるなど、学校トラブルに対する支援の充実に向けて、一層の体制強化を図ってまいります。

〔18番 田中祐治議員登壇〕

○18番（田中祐治） ありがとうございます。

学校における教員不足というのは、将来を担う子どもたちの学びに多大な影響を及ぼすことと思っております。

また、本来であれば、教員というのはとても魅力ある職業であるはずであります。

教育委員会におかれましては、ぜひとも、子どもたちが、教職というすばらしい職業を志すきっかけとなるような魅力ある教員を1人でも多く採用し、育成をしていただきたいと思っております。

知事はよく言います。子どもは、三重の宝、子どもは、三重の宝でございます。

ぜひとも1人でも多くの教員を採用できるような体制を整えていただきますことをお願い申し上げます、これをもちまして、代表質問を終結させていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（中森博文） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（中森博文） お諮りいたします。明17日から19日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認め、明17日から19日までは休会とすることに決定いたしました。

10月20日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（中森博文） 本日はこれをもって散会いたします。

午後0時31分散会